

第三回國會 法務委員會 會議錄 第七号

昭和二十三年十一月十九日(金曜日)

午後一時五十六分開議

出席委員

委員長代理 理事 鎌倉 良作君
理事 佐竹 晴記君
佐藤 昌三君 佐藤 通吉君
井伊 誠一君 池谷 信一君
石井 繁丸君 石川 金次郎君
柳原 千代君 森 三樹二君
荊木 一久君 中村 俊夫君
安田 幹太君

出席國務大臣

國務大臣 堀田 俊吉君

出席府政委員

法務調査意見長官 兼子 一君
法務行政長官 佐藤 藤三君
法務廳事務官 岡咲 恕一君
法務廳事務官 野木 新一君

委員外の出席者

最高裁判所 事務次長 五鬼上堅磐君
專門員 村 教三君
專門員 小本 貞一君

十一月十七日

副檢察事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同月十八日
大垣市に刑務所支所設置の請願(山本幸一君紹介)(第二九一号)
私立少年矯正施設存続の請願(圓谷光備君外一名紹介)(第三二七号)

岩井町に簡易裁判所及び檢察廳設置促進の請願(庄司彦男君紹介)(第三七六号)

戸籍事務担当の市区町村吏員を官吏とするの請願(今村忠助君紹介)(第三八五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

副檢察事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)

○鐵治委員長代理 これより會議を開きます。

副檢察事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)兩案を一括して議題といたします。

○井伊委員 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案についてお尋ねしたいと思っております。改

正の点は「第二條、第三條並びに第四條第一項及び第二項中「五円」を「十二円」に改める。」という点であります。これはその理由となつておりますが、結局物價の高騰によつて五円が不適当であるから十二円に上げる、こういうことではあります。第二條の方の内容は、これは戸籍の閲覧の手数料であります。それから第三條の方は、これは謄抄本の下付についての手数料であります。第四條の方は、これは謄抄本の戸籍上の変化がないということの証明をするものであるということになります。従来これらの手数料はいずれも同額になつて、数回それが改正増額になつてゐるのを見ますが、今日に至つてこれを見ますと、その手数料の内容容についてかなり違つてゐると思つております。これが三つの場合とも同一率にしてある根拠はどういうものでありましようか、これをお尋ねしたいと思つてゐます。

○佐藤(藤)政府委員 仰せのように戸籍手数料の額を定める法律の第二條は、閲覧一回についての手数料でありまして、第三條は謄抄本の一枚についての手数料、それから第四條は証明一件についての手数料であります。明書一件についての手数料であります。それから、その単位が異つておりますけれども、手数料の点においては第二條の一回についての手数、第三條の一枚についての手数、第四條の一件についての手数がほぼ同一と見られます。従来から同じ額になつておりました。今回の手数料の増額につきまして

も、第二條の一回についての手数料、第三條の一枚についての手数料、第四條の一件についての手数料を全部同じように大体二倍半程度の増額、五円を十二円に増額することに立案いたしましたのでございます。

○井伊委員 閲覧の場合の手数料と謄抄本一枚に対する手数料、証明一件についての手数料、これらは大体その手数料の点において同じだということでありまして、これが元のように非常に額の低いときにおきましては、これをわけるときは實際は手数料において違つておりました。それをわけるときは、どの程度なろうかというのがむしろ根本でないかと思つております。しかし今度これを五円のものに十二円にするということになり、なおさらにこれを検討してみても、その額の適否を考へる場合にやりますと、その手数料の問題を考究してみれば、あると考へるものであります。第二條の場合における閲覧と申しますのは、結局実地を見ますと、代書人にその願書を書いてもらつて出せば、結局本人がその謄本を閲覧するか、あるいは代書人にこれを閲覧せしめるというのであります。市町村の係の者の手数料というものは何もありません。ただ台帳を出して見せるというのとんで、手数料は大したことはないのであります。それから第四條の方の証明の手数料であります。これは先にあるところの謄抄本にその後の変化がないかどうかということでありまして、一應これは台帳と対照する手数料が

あります。これはむしろ閲覧の場合よりは、私は市町村の方の關係では手数料のかかるものであると考へるのであります。しかしそれにしては、これに對して判を押してやるといふだけのことで、大した手数料ではない。それに反して、第三條の謄抄本の下付の手数料というのは、單に手数料だけではなくして、これには實際も含まれてゐるのであります。そして一々その原本を寫して行くものでありますから、現実に書きましてはこれが非常に、戸籍係の方の最も時間を要する、手数料を要するものなのであります。今日閲覧を願ひ出る者と証明を願ひ出る者といふのは非常に少いのであります。大部分は謄抄本の下付申請をするのであります。これは最近親族法、相続法等の改正に基いて頻りに起つて参ります家庭關係の事件に關して、この謄抄本の下付申請といふものは著しく増えているという実情であります。ですから第三條が、実は地方の方からの改正を要求する請願の中心となつてゐるものと見なければなりません。ここにおきまして、資料としていたたいてありますものによつて見ても、大体第三條の方の謄抄本の下付申請のときの實費はどのくらいかということが、それに対する重要な審査の根拠になつてゐるわけでありまして、それにかんがみましても、大体十一円四角ほど、結局十二円にほぼ近いという額が現われておりました。これが眞に信すべきものだといふならば、むしろこれに

あります。これはむしろ閲覧の場合よりは、私は市町村の方の關係では手数料のかかるものであると考へるのであります。しかしそれにしては、これに對して判を押してやるといふだけのことで、大した手数料ではない。それに反して、第三條の謄抄本の下付の手数料というのは、單に手数料だけではなくして、これには實際も含まれてゐるのであります。そして一々その原本を寫して行くものでありますから、現実に書きましてはこれが非常に、戸籍係の方の最も時間を要する、手数料を要するものなのであります。今日閲覧を願ひ出る者と証明を願ひ出る者といふのは非常に少いのであります。大部分は謄抄本の下付申請をするのであります。これは最近親族法、相続法等の改正に基いて頻りに起つて参ります家庭關係の事件に關して、この謄抄本の下付申請といふものは著しく増えているという実情であります。ですから第三條が、実は地方の方からの改正を要求する請願の中心となつてゐるものと見なければなりません。ここにおきまして、資料としていたたいてありますものによつて見ても、大体第三條の方の謄抄本の下付申請のときの實費はどのくらいかということが、それに対する重要な審査の根拠になつてゐるわけでありまして、それにかんがみましても、大体十一円四角ほど、結局十二円にほぼ近いという額が現われておりました。これが眞に信すべきものだといふならば、むしろこれに

よつては第二條の方や第四條の方は減らさなければならぬか。十二圓の案は高きに失するのではないかという考え方も起きるのであります。そこでお聞きしたいのですが、第二條、第四條と第三條における實際謄抄本の下付の場合におきまして、どちらの方が一体十二圓に適するのでしょうか、そういう御見解を伺いたい。

○佐藤藤三郎政府委員 仰せのように厳密に計算いたしますれば、たとい第二、第三、第四條の手数は同じであつても、第三條の謄抄本の交付については、手数のほかに用紙代、印刷代、消耗品、それがら人件費等の実費を要し

には、いろいろ実費も要しますので、あるいは第二條の關覽の手数料よりも、もう少し増額の率を高める方が相当ではないかという意見もありだろうと思うのであります。現在の經濟情勢から見て、当分物價騰貴が繼續し、あるいはさらに物價騰貴が進展するといふ見通しのもとに、第三條の謄抄本の交付の手数料は、あるいはもう少し高める方が相当であらうといふにも考えられるのであります。第四條の証明の手数料は、これは現在の物價騰貴の率から見まして、やはり十二圓ぐらいに増額する方が適當と考えておるのであります。

○井伊委員　ただいまの御説明で、大
体御意向もうかがわれるのであります
が、そうしますと、第三條の方のもの
を、かりにこれを二十円というような
ことにすれば、その点では御意見とし
てはどうでありましょう。

○佐藤(蔵)政府委員 第三條の戸籍の謄抄本の交付については手数料を、従來五円とあるのを、改正法律案では二十四円と提案いたしておりますけれども、場合によつては、一般の物價指數の割合に應じて、十五円ぐらゐで増額されることは、あるいは適當かとも存ぜられるのでありますけれども、二十円まで増額することについては、一般の物價体系との關係もございまして、なかなか困難にはないかと思はれるのであります。しかし市町村の要望といしましては、仰せのようは、この際二十円まで増額してくれという要望が非常に強いのであります。

○井伊委員 もう一点伺います。これは結局戸籍法第五條によりまして、市町村の収入になるものでありますが、

これが第二項でもつて、その額は法律でもつてこれを定める、こういうことになつておるのでありますから、國會でもつてその必要に應じてかように頻繁に改正をしなければならんことになつておりますが、實際この事務を扱つておりますところの市町村におきましては、物價がかように騰貴をいたしまして、その都度困難をいたしておりますために、請願をしたりしておるのであります。また國會にも議案を出して修正をしなければならぬことになつておるのであります。これを國法をもつて規定するゆゑんは、おそらくはその戸籍關係の手数料というものは、全

趣意に出ておるものだろうと思うのであります。しかしながら、かようにすでに實際が市町村の収入となるところそのものを、法規に災いされてこちらでやつて行くというようなことは、向う

の方でも非常に困るといふような事案になつて参りましたが、いつそのこと戸籍法の第五條第二項によつてその額を定めるといふのを廃止して、そうしてこれは地方の公共団体の條例に委ねるといふことにするならば、むしろ事

際に適するのではないか。ただ今考へるところの、全國なるべく同じようなか手數料で行かなくては困るという点では、たしかに考へられると思うのですが、これはどうしてもそういふふうにしなければならぬものか。まづ想像のまゝとく、それがその法律をもつて扱うという理由であるとして、それはどうしても強行をしなければならぬ大きな理由になるかどうか。私の考へでは、これを廃止して、地方に権限を委譲してみても、やはり直接影響する

のは、その所に住んでいる市町村長であり、市町村議会において反対が出るに相違ないので、一般市民に關係が深いような手数料を高くつて、そうして税收入をはかるというようなことは、私は自然なものであるというふうに考えるのでありますが、その辺、

○佐藤(藤)政府委員　戸籍手数料の額を定めるにつきまして、一々法律によらなければならぬということとは、仰せのように戸籍法の第五條第二項で定

行して研究いたしてみたいと考えております。

○井伊委員 ただいまの榊原委員からの御質問によりますと、大体將來においては、私の予想したものとちやうど逆で、手数料の方も國庫の方に納めるといふことになつておると思ふが、これは將來のことでありまして、今は、今論議すべきでもないかと思ひますけれども、一應形の上においてはそれでいいと思ひますが、たとえば、そういうふうになつておると、証明の方の費用等のごとき、そういうものについては、今度國庫から特別に地方へその費用をまわしてやらなければならぬといふような、非常にむづかしい問題が起きて来ると思ふのであります。些末なことであつて、ただ形式だけは威容がはなはだ整つて來ますけれども、問題は手数料の額はあまり差別があつては困るといふこととどまるのであつて、これは費用の問題にすぎないのであります。戸籍の實體については、これはもう嚴として、裁判所が管轄しておるのでありますから、手数料の問題までを待込んで大蔵省を煩わすといふことは、どうもあまり當を得たものではないと考へるのであります。むしろこれは將來においては、現在これからだん／＼地方分権、地方自治体といふものがい／＼確立をして行く方向にこれをもつて行くべきものだ。ことにこれのごときは、政府において法律としたのは、むしろこれは國會が何か間違ひのようであつて、政令として行くべき案さへもできておるといふから見れば、これはだん／＼地方へ分権するといふ傾向を持つておられたと思ふのに、逆に今度みんな上の方に

上げてしまおうといふ考へ方はどうかと思ふのであります。これはまあ意見でありまして、なおそれらに對してはお考えを願つておきたいと思ふのであります。これは今お聞きしても今のような御答弁でしようから、御研究を願つておきたいと思ふのであります。

○佐藤(勝)政府委員 ただいまの御意見の点は、將來十分研究いたしたいと思ひます。

○鐵治委員長代理 それでは右兩案に對する審査は、本日はこの程度でどうも、日をあらためて続けることにいたします。

○鐵治委員長代理 次に下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)右兩案を一括して議題とし、審査を進めます。

○中村(俊)委員 私は裁判所法の一部を改正する法律案について、二、三總括的にお尋ねしたいと思ふのであります。その前にちよつとお尋ねしたいのです。本日御出席になつておる最高裁判所の御答弁を願う方は、どの地位の方がお越しになつておられるのか。私の伺いたいのは、少し總括的に最高裁判所の監督その他の問題についてお尋ねしたいので、各條について、その質疑は私は後ほどいたしますが、その点について責任ある御答弁が願える方がおいでになつていただけるかどうかを伺いたしたいのです。

○岡咲政府委員 最高裁判所事務局次長の五鬼上さんがお見えになつておりますから、十分責任ある御説明ができて

きになることと確信いたします。

○中村(俊)委員 私はこの際意見を申し上げたいのですが、当委員会が開会されて今日まで重要な法案が相當出てくるにもかかわらず、法務總裁は一面も顔出ししない。一番最初に田中政務次官が來て簡單な挨拶をされただけで、それ以來今日まで、最高責任者である法務總裁はこの委員会に顔を出していない。御承知の通り本會議に、おいても、政府側が委員会に出ることが非常に不熱心だといふことが論議されている今日であります。當委員会は御承知の通り政党政派を超越した純粹な法律に関する法律案が提出されておるのでありますから、われ／＼は決してこの問題を取上げて政治的な問題にしてゐるのではない。ただ總括的な問題について最高責任者である法務總裁の意見を聞くこととしてもほとんど出られないといふのでは、私は法律の審議が円滑にできないと思ふ。この際特に委員長に私の意見を申し上げて、これが勵行になるように政府を御鞭撻願ひたい。

○鐵治委員長代理 必要があればいつでも呼びます。必ず大臣を出させます。

○中村(俊)委員 それでは裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、二、三總括的な御質問を申し上げたいと思ひます。一番最初にお尋ねしたいのは裁判官會議の問題であります。御承知のごとく裁判所法が制定されて今日まで、司法行政事務といふものはすべて裁判官會議によつて処理されてゐることは申すまでもありませんが、これも一つの民主主義的な制度として、原則的には私は賛成をしてゐるのでありますけれども、この裁判官會議によつて司法行政事務が運営されてゐる關係上、責任の歸屬が非常に不分明であるといふ点を指摘したいのであります。なるほど予期することについて裁判官會議が開かれて、それにその問題がかけられて決するといふことは當然であります。突発的問題については、それが責任を持つのかといふ点が裁判所法には一つも明らかにされていません。かりにこれを地方裁判所の例をとつて見ましても、地方裁判所の所長の責任監督といふものは、裁判所法に書かれてゐる点は実にわずかなものであります。まして、大體裁判所長といふものはほとんどロボットの存在にすぎないのであります。かりに裁判官會議に上ることがあらかじめ承知された問題ですが、突発的に重大な問題が起つたときにそれが責任をとるかといふことについて、最高裁判所はどういう方針をとつておられるかをまず伺ひます。

○五鬼上説明員 ちよつとお答え申し上げます。前に、今度國會法が改正になりまして、裁判所からも國會の委員會に出席して説明ができることになりました。裁判所に關することはごく少いこととでありまして、今國會からこちらに出て説明させていただきます。

ただいまの御質問は、裁判所法の建前では裁判所の行政といふものはやがて裁判官會議でやる建前であるからして、すべて裁判所の司法行政といふものが裁判官會議で行われているのはお仰せの通りであります。そしてやはりその責任者は、裁判官全員の連帶責任となるように從來から解釈されております。

○中村(俊)委員 それではひとつ例を上げてお尋ねいたしますが、先般東京の地方裁判所であつたと記憶いたしますが、書記が記録を故意に焼却したといふ問題が起つたのは御承知だろうと思ひますが、ああいう場合に、だれが責任をとるかといふことをまずお尋ねしたいと思ひます。

○五鬼上説明員 この記録についての保管は、書記が保管者となつておりますが、裁判官會議で監督いたしておりますから、その監督の責任は裁判官全員といふことになるだろうと思ひますが、書類を保管する責任は書記にあります。

○中村(俊)委員 そういう問題については私は責任の歸屬がぼんやりしてゐるといふことを指摘申し上げたい。書記に保管の責任があるのだ。そうするとその書記が故意に重大なる記録を焼却した場合に、書記だけに具體的な責任をとらせて、それに対する監督者が何らの責を負わないといふことで、はたして崇高なる裁判事務が公正に行われていくかどうか、私は多大の疑問をもつております。それならば今仰せのように直接の責任者は当該書記だ。昔は御承知の通り裁判所長といふものがおそらく全責任をもつていたと思ひます。ところが裁判所法第六十條第三項

には「裁判所書記は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従ふ」といふ規定がある。この規定は監督権を含んでいないものであります。か。もしもこの第六十條第三項の、裁判所の書記はその職務を行うについては、裁判官の命令に従ふのだといふ規定は、單なる事務的規定にすぎないといふれば、監督権は今御説明の通り

に裁判官会議全体の連帯責任だと言われるが、この抽象的な責任を具体的に定めるのはだれだということをお尋ねいたしたい。そうでなければ公正なる裁判所の事務というものは将来とつけないのではないか。そういう点で、裁判官会議というもののだけにものをまかしていくということについて今の裁判所法に大きな欠陥があるのではないかと考えますのでお尋ね申し上げてい

るわけですか。

○五鬼上説明員 仰せの通り第六十條三項には、結局その職務を行うについで裁判官の命令に書記は従ふことになつておりますから、当該事件の裁判官が結局責任を負ふことになると思ひます。

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしますが、それでは裁判官会議が連帯責任を負うということは、具体的に責任問題を問われるときにどうなるかということをお尋ねしたい。裁判官会議に連帯責任があると言われますが、そうすると責任をとる人は裁判官会議に参加した全員がとるのだというように拜承してよいかどうか。

○五鬼上説明員 結局その裁判官会議が裁判官を監督し、裁判所の書記を監督しているのですけれども、この当該事件に關して、また書記をその裁判官が監督してゐる。そうすると、その監督するところの裁判官に第一次に責任があるのだらう、こう考へてお

○中村(俊)委員 それではもう一つ具体的例を申し上げて御答弁を願ひたいのですが、御承知の通りすでに八月半ばごろだと思ひますが、裁判所の事件の取扱ひに關する最高裁判所のルールの問題が起つた場合に、裁判官會議に列席している全員がそれを負担するのだらうかということをお尋ねしたい。といふのは、いかにもこの裁判所法にその点が明らかにされてないわけでは、これは私は大きな法の欠陥ではないか、こう思つてお

○五鬼上説明員 仰せの通り第六十條三項には、結局その職務を行うについで裁判官の命令に書記は従ふことになつておりますから、当該事件の裁判官が結局責任を負ふことになると思ひます。

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしますが、それでは裁判官會議が連帯責任を負うということは、具体的に責任問題を問われるときにどうなるかということをお尋ねしたい。裁判官會議に連帯責任があると言われますが、そうすると責任をとる人は裁判官會議に参加した全員がとるのだというように拜承してよいかどうか。

○五鬼上説明員 結局その裁判官會議が裁判官を監督し、裁判所の書記を監督しているのですけれども、この当該事件に關して、また書記をその裁判官が監督してゐる。そうすると、その監督するところの裁判官に第一次に責任があるのだらう、こう考へてお

○中村(俊)委員 それでは次に御尋ねいたしますが、裁判所法の第五十九條第二項には「各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の監督を受けて、事務局長の職務を指揮監督する。」また裁判所法第八十條一項三号には「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」といふ規定があります。そうすると、大體裁判所事務官が書記の身分を獲得して、裁判所の書記の仕事を始めるのですが、事務局長が責任を負担する場合と、法第六十條三項の裁判官の命令に従うのであるから、裁判所書記に對しては裁判官が責任があると言われてお

○五鬼上説明員 六十條の三項は、裁判所書記がその職務を行うについで当該裁判官の監督を受け命令に従ふ、こ

○中村(俊)委員 それでは次に御尋ねいたしますが、裁判所法の第五十九條第二項には「各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の監督を受けて、事務局長の職務を指揮監督する。」また裁判所法第八十條一項三号には「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」といふ規定があります。そうすると、大體裁判所事務官が書記の身分を獲得して、裁判所の書記の仕事を始めるのですが、事務局長が責任を負担する場合と、法第六十條三項の裁判官の命令に従うのであるから、裁判所書記に對しては裁判官が責任があると言われてお

○五鬼上説明員 六十條の三項は、裁判所書記がその職務を行うについで当該裁判官の監督を受け命令に従ふ、こ

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしますが、裁判所法の第五十九條第二項には「各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の監督を受けて、事務局長の職務を指揮監督する。」また裁判所法第八十條一項三号には「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」といふ規定があります。そうすると、大體裁判所事務官が書記の身分を獲得して、裁判所の書記の仕事を始めるのですが、事務局長が責任を負担する場合と、法第六十條三項の裁判官の命令に従うのであるから、裁判所書記に對しては裁判官が責任があると言われてお

○五鬼上説明員 六十條の三項は、裁判所書記がその職務を行うについで当該裁判官の監督を受け命令に従ふ、こ

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしますが、裁判所法の第五十九條第二項には「各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の監督を受けて、事務局長の職務を指揮監督する。」また裁判所法第八十條一項三号には「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」といふ規定があります。そうすると、大體裁判所事務官が書記の身分を獲得して、裁判所の書記の仕事を始めるのですが、事務局長が責任を負担する場合と、法第六十條三項の裁判官の命令に従うのであるから、裁判所書記に對しては裁判官が責任があると言われてお

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしますが、裁判所法の第五十九條第二項には「各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の監督を受けて、事務局長の職務を指揮監督する。」また裁判所法第八十條一項三号には「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」といふ規定があります。そうすると、大體裁判所事務官が書記の身分を獲得して、裁判所の書記の仕事を始めるのですが、事務局長が責任を負担する場合と、法第六十條三項の裁判官の命令に従うのであるから、裁判所書記に對しては裁判官が責任があると言われてお

○五鬼上説明員 六十條の三項は、裁判所書記がその職務を行うについで当該裁判官の監督を受け命令に従ふ、こ

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしますが、裁判所法の第五十九條第二項には「各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の監督を受けて、事務局長の職務を指揮監督する。」また裁判所法第八十條一項三号には「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」といふ規定があります。そうすると、大體裁判所事務官が書記の身分を獲得して、裁判所の書記の仕事を始めるのですが、事務局長が責任を負担する場合と、法第六十條三項の裁判官の命令に従うのであるから、裁判所書記に對しては裁判官が責任があると言われてお

○五鬼上説明員 六十條の三項は、裁判所書記がその職務を行うについで当該裁判官の監督を受け命令に従ふ、こ

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしますが、裁判所法の第五十九條第二項には「各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の監督を受けて、事務局長の職務を指揮監督する。」また裁判所法第八十條一項三号には「各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。」といふ規定があります。そうすると、大體裁判所事務官が書記の身分を獲得して、裁判所の書記の仕事を始めるのですが、事務局長が責任を負担する場合と、法第六十條三項の裁判官の命令に従うのであるから、裁判所書記に對しては裁判官が責任があると言われてお

調査し、さらに最高裁判所が調査をして訴訟委員会の方に訴追を求めた。その他の事件については、監督上の責任は最高裁判所、あるいはその所属する高等裁判所、あるいは地方裁判所等が調査して、もしこれが弾劾に該当するのなら弾劾裁判所の方に、あるいはそれに該当しないようなものであつても、なお分限に該当するようなのは分限に関する法律によつて、その責任を明らかにすることになつております。但し具体的なものについては資料がありませんから……

○中村(俊)委員 今の問題なんです。こういう問題が起るたびごとに私が思うのは、裁判官会議という責任の帰属のはつきりしないものがこの責任をもつていふという建前であるがゆゑに、所長の地位がいわゆるロボットの存在になつていふ。従つて最も神聖であるべき順点、裁判官会議で定められた事件の、あるいは奇数、偶数という順点をすら、しかもそれが大月裁判所のごとく田舎の裁判官ならともかくとして、大阪地方裁判所のごとき日本の一流の裁判官がいてと自他ともに許している裁判所においてすら、任意に順点を変更するといふことは、まことに一般國民から言へば、裁判の公正を疑われるようなことが起つていふのであります。そこでこれが地方裁判所長にほんとうに監督権があれば、こういう問題についても十分に最高裁判所長の訓示であるとか、その他適當の方法によつてそういうことがないようになし得たのかかわらず、裁判官会議というよりなにもに責任が全部移つてしまつたために、所長はみず／＼これを自分が責任者として処置できないという点に

非常に遺憾な点がある。つまりこれが裁判所法の一つの大きな欠点ではないかと考へてゐるのでありますが、この点は後ほどまた実態的事実の資料を御調査の上、ひとつ適當なる御処置を講じていただきたい。つまり二度とこういうことがないように私はあるべきだと思ふ。現に大阪のなくなつた白方高等裁判所長も、現在の小原地方裁判所長もそんなことは断じてあり得ない、断言せられておつたにもかかわらず、實際の例は任意に順点変更がなされておるといふ不愉快な事件が起つておる。何のために所長の地位といふものがあつたのか、現在の制度ではほとんど意味をなさぬと思ふ。裁判所法が次から次へと改正になりますが、この点についてはたゞ最高裁判所として考慮されておるのかどうかを私は疑ふ者です。ですから、お尋ね申し上げておるのであります。

○殖田國務大臣 本委員会が開かれておりますのに、大要出席が遅れましてまことに申訳ありません。深くおわびを申し上げます。実は必ず出席をいたすべきでありましたのに、衆議院の公務員法の委員会、あるいは運輸、労働委員会の連合会とかいうようなものにせひ出て来いといふような御要求がありましたために、たちらに参つておりました。それからまた今日のみならず、しばしば重要な閣議を開いておつたりいたしましたので、今日まで出席が延引いたしました。深くおわびを申し上げます。今後はできるだけ折を見まして出席して、皆様の御協議に参加したい、こゝろ考へております。どうかよろしく。

○五鬼上説明員 ただいまの中村委員

の御意見は十分考慮いたしました。將來研究いたしてみたいと思ひます。ただ多少所長あるいは長官の責任というものには下級裁判所の事務処理規則というルールで、たとえば裁判所の職員に對しての取扱ひ方及び注意をするといふようなことは、事務処理規則に従つてまかなつて行けると思ひますが、仰せのように責任の最高を所長に持つて行くか、あるいは裁判長に持つて行くかといふことについては、現在までの裁判所の建前は先ほど申し上げたようなことではあります。將來は十分御意見のあるところを考究いたしたいと、裁判所の方でも考へております。

○中村(俊)委員 次に御尋ね申し上げたいのですが、簡易裁判所の判事の任用について、近來盛んに判事の不足を來しておるがために、弁護士から、あるいはその他の人々を任用されておるのではありませんか、今全國的に非常に急いで裁判官の不足を充當するといふ意味において、弁護士その他の資格者から、あるいは引揚者であるとか、その他の有資格者から裁判官を御採用になつておられるのでありますが、これら採用になつた人々の任地の問題については、私は日本全國のことはよく知りませんが、二、三聞いてみますると、たとえば弁護士を採用するに、その土地の簡易裁判所で採用しているという例が少なくないと思ふ。その他あるいは引揚者の有資格者を採用されるにつきましても、その人の郷里に採用するといふことが多いのではないかと考へております。それは大体どうなつておられますか、私はこの問題は非常に危険ではないかと思ふ。その土地になじみのある裁判官をその土地の

管轄裁判所に任用するといふことは、非常に危険ではないかと考へられるのであります。今御資料があれば資料に基いて、それに対する御意見を伺いたい。資料がなければ、私の今の質問に對してどういふお考へを持つていらっしゃるか、伺えれば結構です。

○鍛冶委員長代理 ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○鍛冶委員長代理 速記を始め。○中村(俊)委員 今の簡易裁判所の判事の任用の問題ですが、実はこの法務委員は訴訟委員を兼ねてゐる方が多いのですが、あそこでは別に質問するよい機会もないと思ひますから、今こゝで總括的に御尋ね申し上げます。こゝで結局繰返して言うことになるのですが、一例を弁護士出身の判事の問題を取上げて見ます。先般最高裁判所から訴追された寺迫判事の場合のときは典型的な事件だと思ふ。われわれは調査の結果、寺迫判事個人には、突にりつばで、御性格といふ態度といふ、まことに同情したのであります。しかもなぜあつたかという問題が起つたかと申しますと、これは弁護士をやつて、判事のあり方といふものについて経験がなかつたといふことが、最大の原因なんです。だがあつた事件は、あの人を惡意に解すれば、ほかにもありやうなものだが、ただ一つだけ自分の親しい人に対して、こんなことは大したことにはなかつたと思つてやめた。それはい

はなからうと思つてやめた。それはい

て、遺憾ながら最初に注意を與えてい

なかつた。後に問題が起つてから甲府

地方裁判所長が、君たいへんなことを

はもちろんのこと、過去における政府も行政整理をやらかさしく言つて、ほんとに実行できなかった。現状維持でやつて行つて、われわれはまた大きな行政整理をやるべきだといふ考えを持つてゐるのに、ここにさらに最高裁判所の長官以外の裁判官十四名に對しても、秘書官をつける。あるいは全國にある高等裁判所の所長にも秘書官をつけるという。なるほどその数はわずかであるかもしれませんが、けれども行政整理と反對のことがこゝういふうちに裁判所にも行われるといふことは、必要欠くべからざるものならばとにかくとして、こゝういふ秘書官といふものを高等裁判所の長官にも一人づつつけ、また最高裁判所の他の十四名の判事にも一人づつつけなければならぬといふ緊要な用件がどこにあるかといふことを、私は伺いたいのです。

○五鬼上説明員 御承知の通り司法行政は最高裁判所の裁判官會議で行うことになつております。しかもわずか十五人の裁判官で非常な事件が今輻湊しておりまして、ただいま数字はちよつと持合せておりませんが、相当たくさん事件が参つております。しかもそれ以外にいろいろの司法行政というものが、裁判所独立後に相当複雑なものがあつて参りました。従つてこの司法行政を助け、また裁判官のいろいろの行政事務に關する連絡というやうなことに對して、裁判官に秘書官を必要とするといふところから、実は本改正案を提出した次第でございます。これは実は公務員法の改正にすでに織込まれておりまして、最高裁判所の判事の秘書官は特別職として行くといふことになつてゐるし、それに合致して裁判所法

の改正が行われた次第でございます。○中村(俊)委員 今の質問に關連する事項であります。裁判所長官の機密といふものより、私は検事長の方が機密事件が多いと思ふ。ことにこのごろのように法務廳と最高裁判所とが機密と區別されて、町のうわさでありますけれども、各地方裁判所においても、高等裁判所においても、裁判所の力が非常に大きくなつて、予算は十分とつてゐる部屋は十分あり、檢察廳以外にもらえないといふやうな非難も聞くのであります。そういうことから法務廳においても秘書官をつけなければならぬといふやうなことになるのではないかと。ほんとうにこゝういふ必要があるといふことは今の御答弁では納得できない高等裁判所の長官にも秘書官をつけなければならぬといふ切実なる必要がわからない。ことに國家が今やろうとしてゐることは行政整理です。それに相反するやうなことを――高等裁判所長官にも秘書官をつける、そうすれば検事長にもつけるといふことになるのではないかと。こゝういふことを心配いたします。今の御答弁では秘書官をつけないければ仕事ができぬといふことが納得できない。もう一應御説明願へばけっこうであります。

○五鬼上説明員 行政事務を裁判所で扱つて行くために、やはり高等裁判所長官にも大體事務官といふものが從來あつたのであります。それを結局最高裁判所の判事には秘書官、高等裁判所の長官には事務官を秘書官といふことにして、実は扱つて行くつもりであります。行政整理の關係からいふと、さう大した人員増加ではないし、一方においては減るやうですけれども、ま

た一方においてはさういふ事務官の仕事がなくなるわけですから、その点においては何はないと思つて思つております。○中村(俊)委員 そうしますと、最高裁判所としては現在の定員で、秘書官といふ一つの職をつくるというだけで、これによつて人員を減やされるのですか。

○五鬼上説明員 ちよつと十四人の秘書官は定員を減やすといふことになりません。○中村(俊)委員 高等裁判所の秘書官はどうですか。

○五鬼上説明員 從來秘書官的の仕事をしてゐるものが古くからありますから、それをもつて充員して行つたらよいのではないかと思います。

○中村(俊)委員 そうなれば最高裁判所の秘書官だけは増員になつて、高等裁判所長官の秘書官は増員にならない。ただこゝういふ職名をつけたにすぎないのだと承つてよろしいと思ひますか。

○五鬼上説明員 大體さういふ考えであります。高等裁判所長官の事務官をもつて秘書官にかへるつもりでありますから、特別職になつております。

○池谷委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案についてちよつと承りたいと思ひます。第二國會におきまして、各地から簡易裁判所設置等についていろいろの請願が提出されておまして、その大部分は採択されておると思つたのであります。今回の改正案にその採択された請願が全部織込まれてありますかどうか、その点を承りたいと思ひます。

○岡咲政府委員 お答えいたします。まず簡易裁判所の管轄の変更の件でございますが、これは國會に提出されました請願の数が全部で十件ございまして、たけれども、國會で採択になりましたのは一件でございます。すなわち土浦の簡易裁判所の管内の筑波郡吉沼村と、それから高道郡と申しますか、これを下妻簡易裁判所に變更していただきたいという趣旨の請願陳情でございます。これは國會において採択になりましたので、こゝのたびの改正法律案の中に認めてあります。それから簡易裁判所の設立の問題ですが、これは御存じのやうに、鳥取縣の岩井町、岡山縣の兒島市、宮崎縣の高鍋町、岐阜縣の関町、この四個所の請願がございまして、関町については衆參兩院で採択になりましたが、岩井町と兒島市と高鍋町は衆議院のみにおいて採択になりました。○中村(俊)委員 實はこの採択になりました市町村に簡易裁判所を設置する件にございましては、政府といたしまして十分関心をもちまして、先般私が中國地方に事務視察に参りました際には、特に岩井町と兒島市については、現地の詳細なる陳情なり事情なりを承つて歸つた次第であります。なるべく請願の御趣旨は政府といたしまして尊重いたしまして、それに沿ひたいと思ひましたのであります。二十三年度の最高裁判所の予算において、簡易裁判所の新設の費用は財務當局との間の交渉の結果、全然その費用を認められることを得ませんでしたので、私の方といたしまして一應事情を研究いたしまして、簡易裁判所の増設については、なるべく早い機会に採択された請願の趣旨に副うやうにいたしたいと思ひます。

○池谷委員 そういたしますと岩井町とか、兒島市とか、さういふところにつきましては、來年度あたり予算が確保されましたならば、實現できると考へてよろしいでしょうか。

○岡咲政府委員 裁判所の設置關係は法律事項になつておりますので、一應法務廳で研究いたしますけれども、重大なる司法行政に關係いたしておりますので、最高裁判所に十分御研究をお願いしまして、最高裁判所と意見の一致いたしました点につきまして、なるべく請願の御趣旨に沿うやうにいたしたいと思ひます。

○鐵治委員長代理 今日はこの程度で散會いたします。午後三時二十一分散會。